

# 小樽市文化芸術振興基本計画

## 1. 基本計画の策定にあたって

小樽は、北海道開拓の表玄関として拓け、北海道で最初（明治13年）に手宮 札幌間に鉄道が開通し、多くの金融機関が進出する商工港湾都市として発展してきました。

また、道内をはじめ海外からの文化交流の窓口として発展し、恵まれた自然環境と歴史と文化が相まって豊かな文化的土壌を育み、優れた文化人を数多く輩出してきました。

戦後、斜陽の街と言われた時代もありましたが、昭和61年の運河の整備をきっかけに、多くの市民の方々が小樽の歴史や文化を生かしたまちづくりをすすめ、小樽の歴史的・文化的風土が国の内外からも関心を集め、観光のまち小樽として、今や多くの人たちが訪れるようになりました。

このような、歴史や文化を礎として、小樽市の文化芸術活動の推進と振興を図ることを目的として、平成18年3月に「小樽市文化芸術振興条例」を制定しました。

市民だれもが、生涯にわたり、個性的で潤いに満ちた市民生活を送ることのできる活力ある地域社会を実現するため、基本計画を策定するものです。

### (1) 計画の目的

この計画は、年齢や、身体的特性や個性の違い等を超えて、すべての市民が、生涯のあらゆる時期において、文化芸術を享受し、潤いを実感できる市民生活を形成することをめざし、市の文化芸術振興施策を総合的に推進するため、具体的な取り組みを明らかにして、その実現に努めることを目的としています。

### (2) 計画期間

平成20年4月 ~ 平成30年3月

### (3) 計画の進め方

経済的豊かさによる生活水準の向上や急激な高齢化社会による自由時間の増大により、市民の文化芸術に対する要望が多様化し、小樽の文化芸術の振興はこれまでも増して求められています。

このため、市民の自主性、創造性を尊重し、多様な文化芸術の保護や発展を図ることが必要となるため、今後の社会経済や市民ニーズの動向により、事業を見直すなど弾力的に対応していきます。

## 2. 文化芸術振興の基本理念

**豊かな郷土文化を礎にした「文化の香り高い街おたる」を創造する。**

小樽は海や山の自然に恵まれて、古くから文化的土壌がつくりだされました。これにより、多くの芸術家や作家などを輩出し、また、多くの文化的遺産が生みだされています。これら先人が築いた豊かな郷土文化を継承するとともに、文化芸術に親しみ、創作や発表、鑑賞機会に恵まれた潤いのある社会を創り、より多くの市民や観光客が質の高い文化芸術に触れることができる「文化の香り高い街おたる」を創造していきます。

## 3. 文化芸術振興の基本方向

### (1) 文化芸術と産業が共存する魅力のあるまち

文化芸術の振興は、都市の魅力を高める重要な要素として、観光都市小樽にとっては産業振興の基盤でもあり、商工農水等の産業振興は豊かな文化芸術を育む原動力でもあります。

このように、文化芸術と産業は密接な関係を有し、まちの活力の両輪とも言えます。したがって、まちが活気にあふれ、魅力を増すためには、文化芸術と産業が共存するまちづくりが必要となりますが、これまでの考え方をもう一步進め、文化的な産業の集積や地場産業の活性化などにより、文

化都市小樽に向けての方策をさぐっていきます。

## (2) 文化芸術による地域づくり、人づくりのまち

文化芸術は豊かな人生を過ごしていく契機の一つとなるもので、文化芸術活動を行う中で、自己を表現するとともに、他の活動をしている人や共感しあえる人との交流が生まれます。それは、文化芸術活動を通じた新しい人のつながりの形成であり、地域づくりの基盤の一つとなるものです。

## (3) 文化芸術を通じた次世代育成のまち

子ども・青少年が地域や学校で、文化芸術活動を通じて様々な人と出会い、色々な体験を重ねることは、人とのつながりを形成するだけでなく、自分自身を発見し表現することができる貴重な経験となります。

子どもたちが夢や希望をもって育つことができるよう、さらには、伝統文化の継承や芸術の創造を担う人を育てるという意味でも、文化芸術を通じた次世代育成に取り組んでいく必要があります。

## 4. 文化芸術振興の基本方針

文化芸術の振興を図る具体的な施策を推進するために、基本方針を次の3項目とする。

- ・ 文化芸術活動の推進を図ること
- ・ 文化芸術に係る施設の整備を図ること
- ・ 歴史的文化遺産等の保全及び活用を図ること

## 5. 基本計画

文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図り、その実効性を確保するため、基本方針に基づき文化芸術の振興に関する基本計画を次のとおりとします。

- (1) 市民だれもが多様な文化芸術に触れる機会の拡充と文化芸術活動を行う者の育成・支援に関すること
- (2) 伝統文化の継承の支援に関すること
- (3) 学校教育における文化芸術活動に対する支援に関すること
- (4) 文化芸術に係る国際交流及び国内各地域、各界等との交流の促進に関すること
- (5) 文化芸術に係る施設の整備及び充実にに関すること
- (6) 文化芸術に配慮した歴史的文化遺産の保全と活用に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要な事項

( 1 ) 市民だれもが多様な文化芸術に触れる機会の拡充と文化芸術活動を行う者の育成・支援に関すること

[視 点]

( 意識の高揚 )

市民だれもが文化芸術を身近に感じ、親しむことのできるまちをめざすためには、市民の関心と理解を高めることが重要です。市民が小樽の文化に接し、その魅力を再発見、再認識できる機会を確保するとともに、すべての市民が等しく優れた文化芸術に触れ、様々な活動に参加できる環境づくりに努めることにより、市民の文化芸術に対する意識の高揚を図ります。

( 参加機会の拡大 )

市民だれもが心豊かで潤いある生活を送っていくためには、日常生活の中で文化芸術を享受できる環境が不可欠であり、文化芸術活動の主役である市民一人ひとりが自主的、主体的な活動を行うことができる土壌づくりが必要です。

市は市民や文化団体などが、その活動を継続していくための活動の場の確保や、市民が文化芸術の創作活動や鑑賞活動に参加しやすい環境の整備などに努めます。

( 人材の育成 )

将来の小樽の文化芸術を継承、発展、創造していくため、創造性豊かで意欲ある人材を育成することが重要であり、芸術家は能力を十分に発揮して創作活動を行い、市民は優れた文化芸術を享受できるよう環境の整備が求められています。

また、小樽の文化芸術活動の活性化には、文化芸術家の育成だけでなく、市民の文化イベントを企画、運営など側面からサポートする人材、団体が必要です。市はこうした人材の発掘と育成に努めます。

( 連携の促進 )

文化芸術は、市民の主体的、自発的な活動が基本であり、地域を基盤として個々の活動が互いに結びつくことにより、さらに活動の領域が広がり、新たな創造性豊かな文化芸術が生まれることが期待されます。

これは、小樽の新しい魅力づくりの上で重要な役割を担っていることから、市は、市民や文化団体などとの連携、協力により、多くの市民が文化芸術に触れ、親しんでいくきっかけを提供し、文化芸術振興の裾野を広げていきます。

[施策の方向]

意識の高揚

- ア 市民の多彩で活発な文化芸術活動が、まちのにぎわいづくりに大きな役割を果たすことを意識付けする取り組みを行います。
- イ 文化芸術活動を行う者は、小樽市の文化芸術の発展に積極的に寄与すべきとの認識を育てます。
- ウ 市民だれもが生涯のあらゆる時期において、自由に文化芸術に触れることができるよう、きっかけづくりに努めます。
- エ 小樽の歴史や文化を知る機会を拡充して、郷土に対する誇りや愛着を育む取り組みを行います。

## 参加機会の拡大

- ア 市民だれもが多様な文化芸術を享受し、自由に創作したり成果を発表したりすることができるような環境の整備を図ります。
- イ 小樽市文化祭の継続実施により、市民の文化芸術の創作、発表、交流の機会の拡大に努めます。
- ウ 市民の関心が高い文化芸術部門は、入門的な講座を開催し、体験機会の充実に努めます。
- エ アーティスト・バンク登録による減免制度等により、活用しやすい施設づくりに努めます。
- オ 市が開催する文化行事や文化芸術活動に対する情報を収集し、「生涯学習情報」の中で広く発信します。
- カ インターネットや文化情報誌などの媒体を活用し、文化関連のイベント情報や文化芸術活動の情報を提供します。
- キ 市の文化施設等のネットワーク化をさらに推進し、イベント情報や施設情報を提供します。
- ク 市民の自主事業に対する助成金や補助金の支援情報や必要な知識の提供など、広く市民に提供します。

## 人材の育成

- ア 文化芸術活動に対する指導や助言を行う指導者の養成や確保に努めます。
- イ 小樽市内で活動する文化芸術団体に対し、運営、活動の支援等を行います。
- ウ 国や企業などの各種助成制度について、情報提供するシステムづくりを行います。
- エ 本市の文化芸術の振興に顕著な成果を収めた文化芸術活動を行う個人、団体の顕彰に努めます。
- オ 様々な市民の文化イベントを企画、運営する人の育成と支援を行います。
- カ 優れた文化人、芸術家を生みだす土壌づくりとして、郷土にゆかりのある文化人、芸術家の発表活動などの支援に努めます。
- キ 文化芸術に関するボランティア活動を行っている個人、団体との協力関係に努めます。
- ク 小樽市文化芸術振興基金を活用し、文化芸術活動を行う個人、団体の育成を図ります。

## 連携の促進

- ア 文化関連のイベント情報を収集し、各種媒体を活用して情報の提供に努めます。
- イ 文化施設や文化団体間で相互に情報交換やPRが行われる仕組みをつくります。
- ウ 市内の様々な文化資源や観光資源等との連携、協力により、多様な文化芸術活動を推進します。
- エ 市民や文化団体、地域団体、大学、企業、NPO等とのネットワークづくりを推進し、多様な文化芸術活動を推進します。
- オ 市内で活動する文化芸術団体が行うイベント等の開催を通し、団体相互の自主的な交流と連携、協力を支援します。
- カ 公共施設、学校、地域、企業等と連携、協力して、市民の文化芸術活動の発表の場を設けるなど、身近な文化芸術活動の場を確保します。

## (2) 伝統文化の継承の支援に関すること

### [視 点]

#### ( 伝統文化の継承 )

小樽には長い歴史の中で、特色ある伝統文化が根付いており、地域の連帯に重要な役割を果たしてきましたが、近年、これらの担い手が減少しています。これまで受け継がれてきた伝統文化を継承していくために、次代を担う子どもたちが体験、習得することで、関心と理解を深め、尊重する心が育つよう努めます。

## [施策の方向]

### 伝統文化の継承

- ア 伝統文化を子どもたちへ継承する機会を拡充し、後継者の育成支援に努めます。
- イ 子どもたちが関心を持つきっかけとして、地域の伝統文化の伝承者による体験機会の拡充に努めます。
- ウ 伝統芸能や工芸など、様々な伝統文化に接する機会の拡充を図ります。
- エ 伝統文化に対する市民の理解を深めるため、講演会、見学会の充実を図ります。
- オ 伝統文化を支える人づくりを進め、その保存、継承に努めます。

## ( 3 ) 学校教育における文化芸術活動に対する支援に関すること

### [視 点]

#### ( 学校教育への支援 )

学校教育の中で、文化芸術に対する理解を深め、子どもたちが表現や創造の喜びを感じ、豊かな感性を育てていくよう、学校において文化芸術に関する学習や優れた文化芸術に接する機会の充実を図ります。

## [施策の方向]

### 学校教育への支援

- ア 文化芸術を鑑賞したり体験したりできる文化芸術活動者の派遣事業の促進を図ります。
- イ 学校や地域で、文化芸術ボランティアとして関わることができる人材を把握します。
- ウ 学校の活動の中で、子どもたちが伝統文化に接する機会を充実させます。
- エ 文化芸術を通じた学校間の交流機会の充実に向け、具体的な検討を行います。
- オ 市の文化施設等が学校教育と連携し、子ども向けの学習活動や体験機会の充実を図ります。
- カ 総合的な学習の時間などを活用し、地域の芸術家や文化財保護に携わる人等と学校が連携して、文化芸術活動を体験する機会を拡充します。

## ( 4 ) 文化芸術に係る国際交流及び国内各地域、各界等との交流の促進に関すること

### [視 点]

#### ( 国際交流の促進 )

郷土の文化を世界に発信するとともに、内外との様々な交流機会を生かしながら文化芸術の国際交流を促進し、小樽の文化芸術の多様化を図ります。

#### ( その他の交流促進 )

市民の幅広い文化の交流の促進は、本市の文化を多様化させる上で重要な意味を持っており、地域の特色ある文化の発信と再認識にもつながるものであることから、異文化間交流や世代間交流、団体間交流などを促進します。

## [施策の方向]

## 国際交流の促進

- ア 市内在住外国人を通じて、異国文化と日本文化の相互交流の機会を拡充します。
- イ 市内在住外国人が日本の文化芸術に接する機会を支援します。
- ウ 市内の文化団体などとの連携により、市内在住外国人が日本の伝統文化に接する機会の拡充を図ります。
- エ 国際姉妹都市との文化交流を促進するとともに、市民レベルによる民間交流を支援します。
- オ 各分野の芸術家や文化芸術団体による市民レベルの国際交流を推進します。
- カ 文化施設等で行われる情報の案内や刊行物等の外国語表記を充実します。
- キ 国際交流事業と連携を図り、文化芸術の交流促進に努めます。

## その他の交流促進

- ア 市内で文化芸術活動を行っている個人や団体が分野、世代を超えて、互いに交流する仕組みをつくりまします。
- イ 市内で活動する文化芸術団体が参加するイベント等の開催を通し、文化芸術関係団体相互の自主的な交流と連携、協力を支援します。
- ウ 市及び施設が主催する文化行事において、市内の文化芸術活動者の交流がより広がることをめざします。

## ( 5 ) 文化芸術に係る施設の整備及び充実に関すること

### [視 点]

#### ( 市の施設の充実 )

市民の文化芸術活動を促進するためには、その拠点となる施設の整備とともに、市民の多様なニーズに対応した機能の充実を図ることが必要であり、市の文化施設や社会教育施設などが、地域の文化芸術の発信基地としての役割を十分果たすよう整備、充実に努めます。

#### ( 他の施設の充実 )

市民だれもが文化芸術活動を行うためには、日常的に気軽に活動できる場の充実を図る必要があります。このため、公共施設、学校、企業、商業施設等と連携、協力して、市民の文化芸術活動の練習や発表の場を設けるなど、幅広く活動の場を確保する必要があります。

### [施策の方向]

#### 市の施設の充実

- ア 文化施設等が文化芸術の発信基地としての役割を十分果たすよう、その整備に努め、利用促進を図ります。
- イ 市民の文化芸術活動の拠点としての文化施設等を整備するとともに、日常的に文化芸術活動を行うことができる場の確保に努めます。
- ウ 文化施設等にそれぞれの専門家を配置し、文化芸術の面からの運営、企画の充実に努めます。
- エ 学校開放事業の充実など、文化施設以外で文化芸術活動ができる場の確保に努めます。
- オ 文化施設等が情報通信技術を活用して、情報を発信し、利用者の利便性の向上に努めます。
- カ 市民が質の高い文化芸術を鑑賞したり、触れたりできる機会の拡大に努めます。

## 他の施設の充実

- ア 文化芸術の活動の場として、民間施設や空き店舗、空き倉庫などが有効活用できるよう努めます。
- イ 発表や展示場所の情報の収集、提供に努めます。

## (6) 文化芸術に配慮した歴史的文化遺産の保全と活用に関すること

### [視 点]

小樽のまちの魅力をより一層高めるため、小樽に数多く残されている有形、無形の文化財や史跡、歴史的建造物、産業遺産などを、市民の貴重な財産として保存、活用を図りながら次世代に継承することが必要です。このため、市民の歴史的文化遺産に対する関心を高め、活用機会の充実を図ります。

### [施策の方向]

#### 文化遺産の保全・活用

- ア 国、道、市の指定文化財やその他の有形、無形の文化遺産は、郷土に対する誇りや愛着を育むものであり、その特性を踏まえた保存と有効活用に努めます。
- イ 文化財の公開とともに、広報やホームページなどを通して、文化財に関する情報の提供を図ります。
- ウ 市民の文化財保護活動への参加を推進するとともに、ボランティアの支援に努めます。
- エ 市民だれもが文化財を学習、体験できる機会を拡充します。

## (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要な事項

### [視 点]

市民だれもが広く文化芸術に触れ、心豊かな生活を送るため、小樽の自然環境、歴史的経緯、地理的背景などを踏まえ、あらゆる角度から総合的に計画を推進していくことが必要です。  
また、文化芸術活動を支援するため基金の確保が重要な課題です。

### [施策の方向]

#### 関係部局との連携強化

- ア 文化芸術行政を幅広く取り組むため、関係部局との連絡、連携を強化します。

#### 文化芸術振興基金の確保

- ア 文化芸術振興施策を推進するための財源として、小樽市文化芸術振興基金の充実と有効な活用を検討します。
- イ 文化芸術の振興に対する地元企業の理解と支援が得られるよう努めます。